九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

1930年代初期の福岡県大牟田における電力融通問題

荻野, 喜弘
九州大学大学院経済学研究院

https://doi.org/10.15017/3775

出版情報：經濟學研究. 71 (2/3), pp.119-137, 2005-03-25. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：

1930年代初期の福岡県大牟田における電力融通問題

荻　野　喜　弘

一　はじめに

昭和初期の日本電力業界は大きな転換期を迎えていた。橘川武郎によれば、昭和恐慌期における電力需要の停滞、電力外債問題の発生を契機にして、それまでの「電力戦」という拡大と競争の時代から、1932（昭和７）年の電力連盟の結成を転機として低成長と自主統制の時代へと移行したとされる[1)]。九州の電力業界も昭和初年には転換期に直面していた。電力需要が停滞するなかで競争から自主統制へと向かうことは同様であったが、そこには九州特有の事情もあった。

九州の電力業界では、1920年代、とくに後半以降、北部九州を中心に重化学工業化が進展し、北部九州では電力不足が懸念された。それに対処するため、南部九州で電源開発を行い、その電力を北部に送電する計画がたてられた。また昭和恐慌期には電力需要の停滞時期であるにもかかわらず、あいついで新規発電所が稼働するなかで、将来の電力需要の増加を見込んで、北部九州で新しい大規模な火力発電所を建設する計画が検討されたのである。このような動きのなかで、九州の南北送電に関して東部ルートを担ったのが九州送電株式会社であり、西部ルートを担ったのが九州電力株式会社であった。また火力発電所については、福岡県の重化学工業地帯における共同火力発電所計画に収斂し、大牟田地区の九州共同火力発電所と北九州地区の西部共同火力発電所となって結実することになる。

本稿はこのような九州電力事業の転換期にあって、重要な位置をしめる福岡県大牟田における電力問題に焦点を当て、とくに九州電力の電力プールを活用した三井鉱山株式会社と電気化学工業株式会社との電力融通について検討し、電力事業の再編過程を解明する一助としたい。この電力融通は、大規模な電力再編成の進行といういわば壮大なドラマのなかで、あまり注目を集めることなく実現をみたものであり、エピソード的位置を占めるに過ぎないが、当時活発に行われた電力融通問題に関するケーススタディとなるものである。

二　昭和初期における九州の電力需給状況と南北九州の電力連系

昭和初期の電力需給状況

まず昭和初期における電力需給状況をみておくことにしたい。供給面では、発電力の構成をみると（表１）、九州は有力産炭地を抱えていたことから、1938（昭和13）年現在で火力71％、水力29％であ

1）橘川武郎『日本電力業発展のダイナミズム』（名古屋大学出版会、2004年）。

表1　四大電力経済圏における発電設備（1938年12月末）

単位：千kW

	水力				火力				合計		
	電気事業用	合計比	合計	構成比	電気事業用	合計比	合計	構成比	電気事業用	合計比	合計
関東	727	98.5	738	76.7	138	61.6	224	23.3	865	89.9	962
近畿	105	100.0	105	13.0	624	87.5	713	88.0	729	90.0	810
中部	249	98.4	253	78.6	57	82.6	69	21.4	307	95.3	322
九州	186	88.6	210	29.0	242	47.0	515	71.0	428	59.0	725
全国	1,947	97.4	1,998	49.9	1,264	63.0	2,007	50.1	3,211	80.2	4,005

出典：栗原東洋編『現代日本産業発達史 Ⅲ 電力』（現代日本産業発達史研究会，1964年）82頁.
備考：出力は常時出力.
　　1,000kW 以下は切り捨て.

り、全国平均の火力・水力各50%に比して火力優位であったといえよう。電気事業用の比率では、水火力の全国計で電気事業用が80%であったのに対して、九州は59%ときわめて低く、自家用が相対的に高かったのである。水力では全国計の97%が電気事業用であり、九州でも相対的には低いとはいえ電気事業用が89%と9割近くをしめていた。これに対して、火力では電気事業用は全国計でも63%にすぎず、自家用の割合が高かったが、九州は47%と過半を切っており、自家用が他地域に比して圧倒的に高かった。この全国的にみても独特な九州の発電力構成のあり方は、産炭地を抱えていたことに加えて、炭鉱や八幡製鉄所など火力の自家発電を行うところが多かったこと、とはいえ電気事業用としては、水力依存度は43%であり、低いとはいえ重要な電力源であったことを示している。

つぎに九州の各県別および事業者別に1932年時点の発電力をみよう。表2によれば、落成発電力では、県別では水力は宮崎、熊本の両県がそれぞれ10万kWを超え、九州全体の約30%をそれぞれがしめ、有力な水力電源県であり、その開発が進行していたことが分かる。これに対して火力では福岡県が30万kWを越え、全体の80%をしめ、圧倒的なウエイトであった。また受電では福岡県が全体の65%の20万kWであり、他県からの受電および県内電気事業者間の受電が多かったことを示唆している。事業者別で注目されることは、火力において官庁用（うち八幡製鉄所約4万7千kW、八幡製鉄所二瀬炭鉱約3万4千kW）を含めて自家用（主要炭鉱約8万kW）が過半を超えており、しかもその多くが福岡県に所在していたことである。また受電では、自家用が45%（その多くは炭鉱）をしめていることも注目される。

未落成発電力では、熊本・宮崎両県の水力が多く、全体の90%弱をしめる。事業者別ではその水力の約70%が自家用であったことも注目される。水力の大口をあげると、供給では熊本の熊本電気13,235kW、宮崎の九州送電15,370kW、自家用で熊本の九州電力56,800kW、宮崎の住友家27,700kWである。このうち九州電力分は、後述のように宮崎県の発電所のものを送電し、大牟田において売電するもので、うち2万kWは九水、東邦へ売電することになる。

つぎに電気需要についてみよう。表3は昭和初年における九州各県の電灯取付電気力と電力用の換算電気力をまとめたものである。この間で電気需要がもっとも高かった1931年について、1927年からの伸び率をみると、電灯1.2倍、電力1.5倍、合計1.5倍弱であり、電灯の伸びは低く、電力需要の伸びがこの時期の電気需要の増加を牽引したといえる。県別では、電灯は福岡が九州全体の約40%、熊本

表2　九州における発電力（1932年）

単位：kW

		水　力	比率	火　力	比率	計	比率	受　電	比率
落成発電力	福　岡	73,066	22.0	319,088	80.0	392,154	53.7	207,264	65.4
	佐　賀	26,441	13.2			30,246	15.2	6,025	5.0
	長　崎			32,385	8.1	32,385	4.4	14,863	4.7
	熊　本	102,780	31.0	23,125	5.8	125,905	17.2	34,080	10.8
	大　分	1,451	0.4	8,475	2.1	9,926	1.4	12,538	4.0
	宮　崎	104,207	31.4	9,080	2.3	113,287	15.5	32,276	10.2
	鹿児島	23,635	7.1	2,798	0.7	26,433	3.6	9,706	3.1
	合　計	331,580	100	398,756	100	730,335	100	316,752	100
	供給・鉄道	199,611	60.2	169,113	42.4	368,723	50.5	120,475	38.0
	準　用	88,406	26.7	14,000	3.5	102,406	14.0	44,504	14.1
	官庁用	42	0.0	84,191	21.1	84,233	11.5	7,946	2.5
	自家用	43,521	13.1	131,452	33.0	174,973	24.0	143,827	45.4
未落成発電力	福　岡	7,707	5.5			7,707	5.5	29,290	64.1
	佐　賀	1,080	2.8			1,080	2.8		
	長　崎							150	0.3
	熊　本	78,965	56.0	14	18.4	78,979	55.9	23	0.1
	大　分	9,500	6.7			9,500	6.7		
	宮　崎	43,070	30.5			43,070	30.5	16,200	35.5
	鹿児島	800	0.6	60	81.6	860	0.6		
	合　計	141,122	100	74	100	141,196	100	45,663	100
	供給・鉄道	38,812	27.5	74	100	38,886	27.5	44,135	96.7
	準　用	4,830	3.4			4,830	3.4		
	官庁用							38	0.1
	自家用	97,480	69.1			97,480	69.0	1,490	3.3

出典：逓信省電気局編『電気事業要覧』第24回，1933年３月．
備考：発電力は1932年６月末現在，ただし資料不備のものは1931年末．
火力は汽力と内燃力の合計．
東邦電力の落成火力10,100kW 分は発電所所在地不明のため福岡県に計上．
九州送電は落成と未落成とがあり，供給・鉄道で宮崎に計上，九州電力は未落成であり，自家用で熊本に計上．

が15％程度、大分・長崎が10％程度で、ついで鹿児島、佐賀、宮崎の順であり、もっとも需要の低い宮崎県の伸び率がもっとも高かった。電力では福岡がほぼ60％台をしめて極めて高く、ついで熊本が15％前後であり[2)]、ついで長崎・宮崎が６～８％程度、大分が５％前後で、佐賀・鹿児島はほぼ２％台であった。

九州送電株式会社

このような電力需給が進むなかで、南北九州の電力連系が計画され、九州東部ルートの電力連係を担ったのが九州送電株式会社であった[3)]。九州送電は宮崎県下の五ケ瀬川および耳川の水利を開発し、

2）1928年の福岡・熊本の数値は前後から不連続であり、検討対象から除外した。
3）以下、喜多恵・荻野喜弘「電気事業の発展と電力圏の形成」（『福岡県史』通史編近代・産業経済（二）、福岡県、2000年）による。

表3　九州の電気需要（1927年～1932年）

単位：kW

		1927年	比率	1928年	比率	1929年	比率	1930年	比率	1931年	比率	1932年	比率	1931/1927
電灯取付電気力	福　岡	29,603	39.5	31,601	39.8	33,478	38.2	36,791	39.6	34,749	37.9	35,599	39.0	117
	佐　賀	5,444	7.3	5,634	7.1	5,961	6.8	6,391	6.9	7,098	7.7	6,422	7.0	130
	長　崎	8,314	11.1	8,339	10.5	8,976	10.2	9,930	10.7	10,106	11.0	9,244	10.1	122
	熊　本	12,228	16.3	12,287	15.5	15,528	17.7	15,671	16.9	15,367	16.8	15,157	16.6	126
	大　分	8,323	11.1	8,734	11.0	10,015	11.4	9,650	10.4	9,715	10.6	9,967	10.9	117
	宮　崎	4,264	5.7	5,340	6.7	5,753	6.6	6,051	6.5	6,213	6.8	6,128	6.7	146
	鹿児島	6,783	9.0	7,409	9.3	7,916	9.0	8,394	9.0	8,494	9.3	8,650	9.5	125
	計	74,959	100	79,343	100	87,627	100	92,878	100	91,741	100	91,168	100	122
電力換算電気力	福　岡	325,019	60.6	205,784	38.4	421,843	64.7	388,779	61.2	522,796	64.7	436,766	57.7	161
	佐　賀	15,629	2.9	19,928	3.7	17,343	2.7	17,303	2.7	21,588	2.7	19,171	2.5	138
	長　崎	41,371	7.7	49,280	9.2	52,539	8.1	52,288	8.2	64,003	7.9	59,108	7.8	155
	熊　本	83,070	15.5	181,707	33.9	75,531	11.6	86,636	13.6	125,868	15.6	139,951	18.5	152
	大　分	24,790	4.6	27,987	5.2	28,028	4.3	34,848	5.5	34,482	4.3	34,826	4.6	139
	宮　崎	30,834	5.8	38,305	7.1	39,260	6.0	41,372	6.5	24,581	3.0	52,343	6.9	80
	鹿児島	15,261	2.8	12,776	2.4	17,793	2.7	14,007	2.2	14,171	1.8	14,751	1.9	93
	計	535,974	100	535,767	100	652,337	100	635,233	100	807,489	100	756,916	100	151
電灯電力電気力	福　岡	354,622	58.0	237,385	38.6	455,321	61.5	425,570	58.4	557,545	62.0	472,365	55.7	157
	佐　賀	21,073	3.4	25,562	4.2	23,304	3.1	23,694	3.3	28,686	3.2	25,593	3.0	136
	長　崎	49,685	8.1	57,619	9.4	61,515	8.3	62,218	8.5	74,109	8.2	68,352	8.1	149
	熊　本	95,298	15.6	193,994	31.5	91,059	12.3	102,307	14.1	141,235	15.7	155,108	18.3	148
	大　分	33,113	5.4	36,721	6.0	38,043	5.1	44,498	6.1	44,197	4.9	44,793	5.3	133
	宮　崎	35,098	5.7	43,645	7.1	45,013	6.1	47,423	6.5	30,794	3.4	58,471	6.9	88
	鹿児島	22,044	3.6	20,185	3.3	25,709	3.5	22,401	3.1	22,665	2.5	23,401	2.8	103
	計	610,933	100	615,111	100	739,964	100	728,111	100	899,231	100	848,083	100	147

出典：逓信省電気局編『電気事業要覧』各回.
備考：電灯取付電気力のうち，1928年，31年，32年は集計と計が合わないが，そのままとした.

鹿児島県を除く九州一円に一般電力供給ならびに電気事業者への電力供給を目的に設立された。宮崎県は当時の九州において最大の水力電源県であり、第一次大戦勃発以後の水力開発の活発化を反映して、宮崎県内の河川の水利権獲得競争が激化した。五ケ瀬川の水力権をめぐっては、九州水力電気株式会社（以下、略称は九水）や九州電灯鉄道株式会社（1922年に関西電気と合併し東邦電力株式会社、略称は九電鉄、東邦）などの競願となったが、逓信省による調整によって、1921（大正10）年に九水、九電鉄、電気化学工業株式会社（略称は電気化学、電化）、住友家の4社が合同し九州送電として許可申請を行った。この申請は宮崎県における県外送電反対運動のため認可が遅れたが、1925年5月に九水、東邦、電気化学、住友家の4社が平等出資して九州送電株式会社（資本金1千万円）が設立され、総発電力15万kWを計画した。計画では、東邦から五ケ瀬川水力権を継承し発電所を建設し、電気化学の大淀川水利権と住友の耳川系水利権は九州送電には提供しないで、耳川系の水利は九州送電の受託工事とし、大淀川系は電気化学で開発のうえ、送電を九州送電に委託するというものであった。

しかし電気化学は独自に送電することを決めたので、1927（昭和２）年には、九水は電気化学の持株を買収して九州送電の株式の過半数を制して支配権を握るとともに、工事に着手した。第一期工事として、高千穂発電所（五ケ瀬川水系）、田代発電所（耳川水系、住友家より工事委託）を建設し、第二期工事として、山須原発電所（耳川水系）、三ケ所発電所（五ケ瀬川水系）、回淵発電所（五ケ瀬川水系）を新設し、その結果、1932年までに建設された発電所の出力総計は36,170kW に達した。

九州送電の送電系統は、当初五ヶ瀬川筋発電所はすべて60サイクル、耳川筋発電所は50サイクルでそれぞれ別に送電する予定であったが、関係者間の協議を経て、①耳川系の発生電力を高千穂に集中し、高千穂（宮崎県）・女子畑（大分県）間を50サイクル用11万ボルトの福岡幹線で結び、九州送電の第一期、第二期工事分の発生電力はすべて九水に渡すこと、②60サイクル用発電所並びに佐賀幹線の建設に至るまでの過渡的便法として、九水は６万５千ボルトの60サイクル送電線を女子畑・久留米間に設け、女子畑発電所および杖立川水力電気（のちに九水に合併）の各発電所を必要に応じて60サイクルで運転して、その発生電力を振り替えて東邦に供給することを決めた。これによって九州送電は佐賀幹線の二重設備を廃するとともに、東邦、九水は久留米および名島において送電連絡を完成し、両社提携の実を示すと同時に、渇水時その他においても安定的な供給をえられることになった。このように九州送電は50サイクル系幹線として、高千穂発電所（五ケ瀬川系）より女子畑を経て飯塚変電所に至る11万ボルト送電線を建設したのである。また女子畑・久留米間の送電線路が1929年11月に完成し、東邦電力の久留米変電所は、九州送電から常時５千kW・不定時５千kW の受電を行った。

このようにして九州送電は、北部九州市場圏を構成する北九州および久留米、福岡の各市場と南部九州の電力源とを結びつける役割を果たすことになったのである。つぎに西部ルートの電力連系で重要な役割を果たすことになる電気化学の電源開発の取り組みを取り上げる。

電気化学工業株式会社

電気化学工業株式会社は1915（大正４）年４月に設立され、北海道苫小牧の王子製紙の余剰電力を原料として工場を建設した[4)]。第一次大戦のブームを迎えるなかで、王子製紙の余剰電力が逼迫したため、電気化学は新たな電源を求めて、1915年11月には大牟田工場の開設を決定した。大牟田には、化学工場にとって必要な電力、コークスなどの基本的な原料があり、かつ工場用地の確保が容易であったからである。電力の面では、三井鉱山が熊本電気と1915年５月から黒川発電所より１千kW、のち６千kW の供給を受ける契約を前年10月に締結していた（価格は１kW 当たり年40円）。しかし、当時、三井鉱山は主として蒸気力を使い、電気の消費は極めて少なかったので、契約量の大部分は利用されず、その余剰分を電気化学が利用することになったのである。1915年10月、熊本電気は、三井鉱山との契約６千kW の全部または一部を電気化学に使用させることに変更し、これとは別に電気化学と５千kW の送電契約を結んだ。またコークスは三井鉱山製のものを利用でき、建設用地も大牟

4）以下、『電気化学工業株式会社三十五年史』（電気化学工業株式会社、1952年）、前掲喜多・荻野「電気事業の発展と電力圏の形成」による。

田川右岸の河口を埋め立てた三井鉱山所有地の一部の分譲を受けることができた。

電気化学大牟田工場は1916年3月に着工し、10月には早くも一部の完成をみたので、直ちにカーバイトの生産に着手し、12月には石灰窒素の製造を始め、翌17年2月からは変成硫安の製造を開始した。電力は三井鉱山からの融通分6千kWのほかに、熊本電気および九州水力電気の両社から別個に5千kWの供給を受ける契約を締結して確保した。これにともなっての九水による大牟田送電線の架設が行われたのである。

その後、電気化学は、独自の電源を確保するために、宮崎県の大淀川の水利を利用して、その河口付近に工場を建設する計画を立て、1919年に大淀川第一発電所（出力1万5千kW）の建設に着手した。ところが方針が変更されて、大牟田工場を拡張してこの電力を使用することになった。これを契機に宮崎県内において、県外送電反対運動が起こり、大淀川発電所の完成は大幅に遅れた（1925年12月完成）。電気化学は大淀川・八代間は自社で送電線を建設し、八代・大牟田間は熊本電気の送電線を利用することにし、実質的な電力為替という新機軸を実現した。この大淀川発電所は建設遅れのため建設費が非常に高いものになって、電力費を高めたといわれる。金融恐慌以後の不況の中で、電気化学の業績は悪化し、1927（昭和2）年下期には650万円の赤字を出す状態であった。再建のため就任した藤原銀次郎会長の下で、同社は1928年に大淀川第二発電所（出力3万kW）の建設に着手し、1931年9月に完成させた。

この大淀川第二発電所の建設がきっかけとなり、九州西部ルートの電力連系を担う九州電力株式会社が設立されることになる。

九州電力株式会社

九州電力株式会社（現在の九州電力株式会社とは異なる）は1930（昭和5）年12月に電気化学と熊本電気が資本金1万円を折半して設立された[5]。従来、大淀川水力電気（電気化学の子会社）大淀川第一発電所の電力は熊本電気の八代・大牟田間の送電線を用いて大牟田に送られていたが、電気化学は大淀川第二発電所の完成に先立ち、1930年に八代・大牟田間の送電線建設に着手した。熊本電気はこれに脅威を感じ、また電気化学は電力消費に不安を抱えており、共同出資によって九州電力を設立したのである。九州電力はもっぱら送電を事業とし、みずからは発電所を所有しない会社で、いわゆる第三号事業者であった。

九州電力は、大淀川水電より大淀川・八代間の6万6千ボルト送電線を買収して、11万ボルトに改修し、新たに八代・大牟田を経て佐賀県武雄に至る間に11万ボルト送電線を新設する計画をたて工事に着手した。1931年10月に大淀川・大牟田間の60サイクル11万ボルト送電線および九州電力三池変電所が完成し、1932年3月には大牟田・武雄間の送電線も完成した[6]。1934年には東邦電力が九州電力の三池・武雄間の送電線および武雄変電所の受電設備を譲り受けた。

この新送電線に大淀川水電（4万5千kW）・球磨川電気・熊本電気の3社の電力59,150kWを注

5）以下とくにことわらないかぎり、前掲喜多・荻野「電気事業の発展と電力圏の形成」による。

いでプールとして託送し、その電力を売電し、その収入は大淀川・球磨川・熊本の３社の可能発生電力と距離とによって配分したが、九州電力は託送料を収益にしたのである。

問題は売電先の確保と電力料金の設定で、九州電力は過剰電力を抱えて、送電開始の当初から売電や電力料金をめぐって関係各社と折衝を進めた。三井鉱山は三池の火力発電所２万kWと熊本電気からの売電約６千kWとがあったが、交渉の結果、三井三池への売電量は定時6,000kW、不足時4,000kW、計10,000kWとし、さらに細目を詰めることになった[7]。また九州電力は東邦電力に対して不定時電力の消費を促進するため既契約の単価６厘を３厘５毛に値引きする交渉が進んだが、九水との交渉は九州送電との関係から難航した[8]。このような経過を経て電力プール契約の調印がなされ、1933年６月23日付けで熊本逓信局に認可申請がなされた[9]。結局、売電先は九水１万kW、東邦１万kW、三井鉱山９千kW（内訳鉱山６千kW、三池窒素３千kW）、電気化学２万６千kWであり、合計５万５千kWをそれぞれに売電することになった。電気料金では、東邦電力は１kWH当たり１銭４厘５毛、三井鉱山は１銭であったのに対して、電気化学は３厘であった。これは、大淀川水電を電化の発電部門として位置づけ、大牟田工場の採算をベースに設定したためである[10]。

表４　三井鉱山九州各地電力調(1928年3月現在)

単位：kW

		瓦斯	買電	その他	計
三池	瓦斯	3,650			3,650
	熊本電気		1,600		1,600
	大淀川水電			2,750	2,750
	排汽			750	750
	計	3,650	1,600	3,500	8,750
田川（山野を含む）	瓦斯	3,800			3,800
	九州水力		800		800
	計	3,800	800		4,600
彦島	東邦電力		1,250		1,250
総計		7,450	3,650	3,500	14,600

出典：三井鉱山資料.
備考：電力は１ヵ月平均であり，最大ではない.

電気化学は、大淀川第二発電所の建設によって、電力費が１kW当たり６～８厘から３～４厘へ低下し、大牟田工場の操業も安定するに至ったとされる。ちなみに1932年ころの電気化学の買電料金は１kW平均６厘８毛から平均５厘８毛内外に引き下げられ、自家発電では、日本窒素の発電費は１kW当たり４厘３毛２糸、朝鮮窒素は１kW当たり３厘２毛とされる。また１kW平均３厘８毛見当になれば、変成硫安の生産費もアンモニア合成法による生産費とほとんど同程度になるとされた[11]。電気化学の電力費は、国内で最も低いとみられた日本窒素に匹敵し、アンモニア合成とも対抗できるとされる水準であり、操業が安定したというのも肯けよう。

三井鉱山株式会社三池鉱業所

つぎに九州電力の設立と密接にかかわる三井鉱山の電力戦略をみることにしたい。昭和初年に三井

6）「九州電力の大量送電」「竣工した三池変電所」「西九州の送電連繋」「送電開始」「九州西部送電幹線完全に連結」「愈々活動を開始」『福岡日日新聞』昭和６年９月15日、10月７日、11月12日、７年１月13日、３月10日、３月20日。
7）「九電、三井三池に電力売込み交渉開始」「三井三池への売電談急速進行」『福岡日日新聞』昭和７年１月26日、29日。
8）「危機を孕む九州電力プール」『福岡日日新聞』昭和７年10月12日。
9）「熊電外三社間電力プール成立」『福岡日日新聞』昭和８年６月24日。
10）『デンカの歩み50年』（電気化学工業株式会社、1965年）p.172。
11）「硫安工業」『東洋経済新報』昭和７年４月30日。

鉱山は九州地方の電力戦略についてつぎのような構想をもっていた[12]。

三井鉱山本社が行った「九州各地電力調」によれば、1928（昭和3）年3月時点の電力状況は表4の通りであった。全体で1ヵ月平均14,600kWで、三池が8,750kWをしめ、このうち4,400kWが自家発電であった。これを踏まえた三井鉱山の電力戦略は、①大淀川利用案は、大淀川の現設備15,000kW、今回計画25,000kWとして、(a) 三池瓦斯の化学工業利用、田川瓦斯の休止の場合は、平均7,450kW、最大10,000kWで、現在分も含めて大淀川で10,200kW確保する、(b) さらに買電をすべて中止する場合は、平均11,100kW、最大15,000kWで、大淀川でその分を確保するとして、なお大淀川に10,000kWの余裕があることになる。②九州送電会社案は、新たに会社を設立し、大淀川、熊本電気、東邦等と協定して九州各事業所に配電するというものである。③現状維持案は、三池の大淀川受電は現状に止め、将来のためには蒸気発電の設備で対応する。これら3案のうち、③案はサイクルが一致せず、機械の融通が困難であり、②案（または①案）を可とした。

このように三井鉱山は②案を最善策としていたとみてよいが、この案は、大淀川（電化）、熊本電気、東邦等との連携を踏まえた新会社方式による大淀川電力の利用が可能であることを意味しており、大淀川第二発電所の建設に当たって、三井鉱山と電化との間で何らかの話し合いがなされていたことを窺わせる。そしてこの線にそって新会社＝九州電力が設立され、三井鉱山はそこから買電することになったのである。

共同火力発電所構想

1930年代に入ると、三井鉱山はさらに電源拡充計画を推進することになった。東洋高圧窒素工場の新設計画も加わり、1931（昭和6）年6月港発電所14,000kW、32年大浦発電所9,000kWを建設した。1933年ころの三池鉱業所は既設設備35,715kW（現在発電17,100kW）で、九州電力よりの買電が定時6,000kW、不定時4,000kWであったが、将来の電力不足が懸念された。そこで大牟田に4万kWの火力発電所を新設するか、同価格（kW当たり7、8厘）で同程度の買電を行うかという2つの案をたて、関係者との協議を開始した。この計画に対して九州送電は価格面で折り合いがつかず、熊本電気が関心を示した。1933年8月、三井鉱山と熊本電気の両社は共同出資により九州共同火力株式会社を設立することで合意することになった。その後、熊本逓信局の調停もあり、九水、東邦両社に対して共同火力への参加を呼びかけた。これに対して、九水、東邦両社は過剰電力が解消されていない段階での共同火力構想であるとして、強く反発した[13]。

そこで三井鉱山・熊本電気両社は1933年10月に九州共同火力発電の設立申請に踏み切った。その内容は三井鉱山既設発電所の施設1万4千kWおよび増設分7千kWを買収するとともに、新たに4

12）以下、昭和三年『本店往復』三井文庫架蔵三井鉱山資料、（三池1462）所収の「一九　九州各地電力調」による。

13）「三井大牟田火力発電所」「三井大牟田発電所に熊電割込み奏功」「共同火力発電計画」「動揺する九州電力界」（一）～（五）「共同火力問題で大岡熊逓電気課長」「九州共同火力発電会社問題」『福岡日日新聞』昭和8年8月30日、9月14日、16日、20～22日、26～29日。

14）「三井熊電共同火力認可出願さる」「九州共同火力東邦九水も参加の方針」「九州共同火力機能発揮は二年後」『福岡日日新聞』昭和8年10月17日、20日、25日。

万kWの火力発電所を設置し、合計6万1千kWの新会社を設立するというものであった。これに対して東邦、九水両社とも共同火力の特定供給先を限定することを条件に参加の意向を示した[14]。結局、この計画に三井鉱山、熊本電気、東邦電力、九州水力電気、九州送電、九州電力が参加することになり、6社の共同出資で大牟田に火力発電所を建設する計画に発展し、1935年1月、九州共同火力株式会社（資本金3,000万円）が設立された。株式の出資比率は、三井鉱山3.6、熊本電気2.4、他4社各1.0で、三井と熊電で過半をしめた[15]。電力の配分は、三井鉱山1万kW、東洋高圧1万2千kW、東邦電力2万kW、九州水力1万3千kWの予定とされた。1937年4月には火力発電所が竣工し、九州電力を通じて送電されたのである[16]。

また北九州地域では、九州水力と九州電気軌道が中心になって火力による電源拡充が進められたが、当局の勧奨もあり、九州水力、九州電気軌道、九州送電、日本製鉄、九州共同火力の5社の平等出資で、西部共同火力株式会社（資本金1,500万円）が1936年5月に創立され、1937年12月には戸畑発電所第1期工事25,000kW2台が完成した[17]。

九州電力圏の成立

このようにして九州共同火力と西部共同火力が設立され、それぞれが南北間の電力連系と結びつくことによって、水火併用方式に支えられた九州電力圏の成立をみたのである[18]。

この九州電力圏が成立した意義をあげるとつぎの通りである。まず第一に、九州送電と九州電力の両社とも南部九州に位置する宮崎県の豊富な水力資源に着目し、南部九州で開発した「過剰電力」を北部九州で消化することを目的にし、南北九州の電力需給に関する相互補完を実現したことである。たとえば、東邦電力は当面する九州地域での電力需要の増加に対して、この南北連結を前提に、発電所の建設ではなく、受電によって対応することになった。また福岡県の北九州工業地帯と大牟田工業地帯と南部九州と連結することになり、その後の両工業地帯の発展にとって大きな意義をもっていた。第二に、九州送電は宮崎県の高千穂発電所より大分県の女子畑変電所を経て福岡県の飯塚変電所に至る50サイクル系の東幹線ルートを建設した。これに対して、九州電力は宮崎県の大淀川発電所から熊本県八代を経て福岡県の三池変電所、さらに佐賀県の武雄変電所に至る60サイクル系の西幹線ルートを建設した。これによって、九州の東部では50サイクル圏が、西部では60サイクル圏がそれぞれ実現したのである。第三に、50サイクル系と60サイクル系の送電連絡を実現したことである。サイクルの変換としては、すでに福岡の多々良変電所において、九水の50サイクルを東邦の60サイクルに変換していたが、新たに九水が女子畑・久留米間の送電線を建設し、幹線間での相互融通が実現した。第四に、日本で最初の電力プールの形成をみたことである。九州電力によって3社の電力を送電し4社に配電することによって電力プールを実現した、また久留米変電所において東邦と九水、九水と九州送

15)「九州共同火力いよいよ認可」『福岡日日新聞』昭和10年1月23日、九州電力10年史編集会議編『九州電力10年史』（九州電力株式会社、1961年）p.321。
16)「熊電系の事業」『東洋経済新報』昭和10年5月18日、前掲『電気化学工業三十五年史』p.222。
17) 前掲『九州電力10年史』p.321、中野節朗『九州電気事業側面史』（東洋経済新報社出版部、1942年）p.218以下。
18) 以下、主に前掲喜多・荻野「電気事業の発展と電力圏の形成」による。

電との間で受電電力を通じて相殺関係として相互融通の需給形式を採用することによって電力プールを補完した。第五に、水力を中心とした南北電力連系を大牟田と北九州という電力需要の中心地に大規模な共同火力発電所を設置することで、水火併用方式によって電力連系を支える体制ができあがったのである。

三　電気化学大牟田工場と三井鉱山三池鉱業所との電力融通問題

まず昭和恐慌期における九州の電力状況をみておきたい。1931（昭和６）年には恐慌による電力需要の停滞に加えて、電源拡充計画の実現によって、過剰電力が発生していたとみられる。三井鉱山と電気化学の両社に関しては、1931年に三井鉱山三池鉱業所港発電所（火力１万５千kW)、電化子会社の大淀川水電第二大淀発電所（水力３万kW）がそれぞれ落成した。その他の発電設備の拡充もあって、九州では1931年６月以降12月までに火力２万４千kW、水力６万４千kW、重油50kW、合計８万４千kW余の増加が見込まれた[19]。また熊本逓信局の調査によれば、1931年７月15日現在で、九州沖縄８県の落成発電設備は、電気事業者施設292,200kW（水力213,200kW、火力79,000kW)、自家用施設186,500kW（水力99,000kW、火力88,500kW)、合計約48万kWにのぼり、これに対して最近１年間の使用電力平均30万kW程度とされ、過剰電力は自家用を除いて常時10万kWを上回っているとみられた[20]。

このような昭和恐慌期の電力需要の停滞は、1931年夏をもって底入れしたとされ[21]、満州事変以後の景気回復および電力連盟の結成にみられる電力統制の進展などによって電力需給バランスの回復が進み、1933年に入ると、九州における電力の需要増加が次第に顕著となり、水力の常時電力はほぼ消化され、電力過剰は解消される見通しとなった[22]。

このような推移のなかで、電気化学においては早くも1932年11月ころには渇水の影響による電力不足が懸念される事態が生じた。電気化学はこのような事態を打開するため、三井鉱山に対して電力融通を要請した。この電力融通は同年12月１日より実施に移されたが、電力料金の支払方法等をめぐって関係者の見解に相違があり、またさまざまな電力をめぐる立場の違いが伏在しており、調整に手間取ることになった。以下、この電力融通問題について、三井鉱山側の資料に基づいて検討したい[23]。

1932年11月、電気化学は三井鉱山に対して同社三池鉱業所の余剰電力を九州電力経由で融通することをつぎの書状で申し入れた（昭和８年１月19日付け九州電力発三池鉱業所長宛書状の添付書状)。

---

19)「九州地方電力供給の争覇戦を演ぜん」『福岡日日新聞』昭和６年７月１日。
20)「九州に於ける電力過剰状態」『福岡日日新聞』昭和６年７月22日。なお、自家用施設の計が合わないが、そのままとした。
21)「東邦電力の配当奈何」(一)『東洋経済新報』昭和７年４月23日。
22)「漸く顕著となった九州の電力需要増」『福岡日日新聞』昭和８年３月５日。
23) 以下、昭和八年『本店往復』三井文庫架蔵三井鉱山資料、(三池1468) 所収の「二四　余剰電力ヲ電化へ供給ノ件」に綴られた資料による。

昭和七年十一月廿八日

電気化学工業株式会社

三井鉱山株式会社　御中

拝　啓

弊社大牟田工場目下電力供給不足ノ為メ困却致居候就テハ貴社三池鉱業所火力発電所余力ヲ出来ル丈ケ御利用被下右大牟田工場電力供給不足ノ補充トシテ左記条項御承諾ノ上電力御供給相願度何卒右御助力ノ程奉願上候

一、電力補充供給量

当分大牟田工場所要ノ不足補充電力中貴社ニテ御都合ツキ次第出来得ル丈ケ多量ニ御供給願フ事

二、電力料金

大牟田工場着一「キロワット」時八厘

三、送電ノ便宜上貴社ニテ九州電力株式会社ト契約相成アリ候定時六千「キロワット」中ヨリ振替ヘ大牟田工場ヘ御供給相成ル際ハ貴社ハ九州電力株式会社ヘ振替電力ノ如何ハ関セス定時六千「キロワット」分ニ対スル御契約料金ヲ貴社ヨリ九州電力株式会社ニ御支払ヒ被下弊社ハ右大牟田工場ニ振替ヘ送電被下候分ニ対シ一「キロワット」時八厘ノ割ニテ貴社ヘ御支払致スヘク候

此件ハ九州電力株式会社ノ了解ヲ得オキ候間左様御承知被下度願上候尚電力量計算方法ニ付テハ現場関係者打合ノ上別ニ決定ノコトニ致度候

先ハ右御依頼迄

草　々

これによれば、電化への電力供給量は三池鉱業所が九州電力と契約している６千kW枠のうち三池で使用せず余剰となった分とし、電力料金は１kW当たり８厘とし、その支払いは三池契約分は三池支払いとし、電化は融通分を三池に支払うという提案であり、この件は九州電力も了解済みであるとされた。

これを受けて、三井鉱山側は本店出張中の属最吉三池鉱業所長より三池鉱業所庶務主任宛に11月28日付けでつぎの電信が発信された。

電化ヘ余剰電力一キロ時八厘ニテ（松本Ａ案ニヨル）供給ノ事協定済ニ付先方ト打合セノ上供給開始セヨ委細郵便

この電信を受けた三池鉱業所は同日に電気主任より属所長宛につぎの電信を郵便局に送付ののち発信を中止した[24]。

電化ヘ融通スル電力代金ノ計算方法話合ツイタ由、明日ヨリ融通シテ可ナルヤ至急電信ニテ返事アリタシ

三池側はこのような電力融通の開始に関する問い合わせを中止し、11月30日午前6時より電化に対して電力供給を開始した（昭和7年12月5日付け三池鉱業所庶務主任発本店属所長宛書状控[25]）。

電力融通に関する委細郵便が未着であり、帰所した属所長によれば本店では出状とのことであり、12月9日に改めて本店文書主任に対して状況調査を依頼した（昭和7年12月9日午前12時一分付け出電写）。これに対する本店からの回答は出状見合せの事情をつぎのように説明している。

昭和七年十二月十九日〔罫線外〕

東京市日本橋区室町弐丁目壱番地壱
三井鉱山株式会社
総務部文書主任

三池鉱業所
庶務主任殿
電化ヘ電力供給ニ関スル手紙ノ件

拝啓　右ニ付三庶発第一、〇三三号貴状拝誦仕候
十一月廿八日御上京中ノ属所長殿ヨリ貴方宛御出電ノ末尾ニ委細郵便トアルハ左記事情ニヨリ出状見合セトナリタル当方手紙ノ事ト推察セラレ候
当初貴所長殿ト電化トノ間ニ電力供給ニツキ一応ノ協定出来セルニヨリ当方ニ於テ直ニ評議取運ビノ際右議案ニ貴方宛出状案（承認ヲ経テ出状スル手筈ノモノ）ヲ添付シタル処協定事項ノ一部（料金授受ノ方法）ヲ変更ノコト、相成リ尚右ニ伴ヒ電化、九電トモ協議ノ上当方ニ於テ契約案作成ノコト、相成候為メ前記出状案ハ細目協定ヲ見ル迄自然出状見合セノ事ニ立至リ候
右様ノ次第ニテ結局属所長殿発電信ニ云フ手紙ハ発送致シ居ラズ候間御了承被下度
右貴酬迄如斯御座候　　草々
追而右変更契約ハ目下立案中ニ有之候間併而御承知被下度候
〔以下、追記〕
電化使用料金ハ電化ヨリ直接九電ヘ支払ノ事三井ハ三井ダケノ分ヲ九電ヘ支払ノ事
本店ニテ「右契約決定迄料金支払ヲ右ニヨル事」ヲ田代〔三池鉱業所庶務主任〕上京中ニ話シアリ

24）この電信の写はすでに投函されており、本店側は出電写を受け取り、電信を受信していないことに気づき、12月1日付けで三池に問い合わせした結果、12月3日付けで発信しなかったとの回答があった。
25）この書状は属所長が12月8日帰所予定であり、発信を見合わしたようであるが、この書状には11月28日電信に「委細郵便」とあったが、郵便未着であり至急御発送方を要望するとの記載もあった。

これによれば、電化との電力融通協定は、三池所長と電化との間で取りまとめられたが、そのなかの電力代金の支払方法については、本店の同意が得られず、改めて三井鉱山本店と九電、電化との間で協議がなされ、三井鉱山本店側で契約案を作成することになったが、合意には至らなかったようである。その事情はつぎの書状の通りである。

文第２２９号

昭和七年十二月卅壱日

東京市日本橋区室町弐丁目壱番地壱

三井鉱山株式会社

総務部文書主任

三池鉱業所

所　長　殿

貴所余剰電力ヲ電化へ供給ノ件

拝啓　右ニ関シテハ御承知ノ通リ貴職御上京中大綱ノ取極メ相済マセ爾来細目ニ付イテ電化並ニ九電側ト種々折衝相重ネ居リ候処九電ニ於テハプールノデリケートナル関係上表面ニ出シテ加盟員ノ承諾ヲ得ルニ至ラス従テ又覚書トシテ官庁手続ヲ為スコト不可能ナルノミナラス、当方トシテモ売電ノ場合官庁手続面白カラサル為メ覚書ノ形式ヲ遮ケ結局別紙ノ通リ貴職ヨリ電化、九電両社宛出状ノ形式ヲ以テ電化申入レヲ承諾シ官庁手続ヲ省ク事ト相成候間御諒承相成度候

就而者右ノ関係上書状二通（別ニ貴方控及電化工場行写封入）茲許仝封送附申上候間至急御調印ノ上貴方ヨリ直接御出状方可然御取計願上候　　草　々

〔以下、追記〕

追而電化、九電宛書状中第四項供給電力量ノ計算ニ於テＳ[26]……「当社ガ九電契約ニヨル常時電力量」トハ当分ハ六、〇〇〇「キロワット」ヲ定量トシテ計算ノ事

三井鉱山本店が提案したとみられる新しい支払方法案は、電力プールの同意および官庁手続きの点で問題があるので、覚書形式をとることができず、つぎの三池鉱業所長発電化・九電宛書状の通りとなった（本書状は前掲の文第229号書状に同封された日付未記入の書状）。

三鉱発第三六号

昭和七年十二月〔追記〕三日

三井鉱山株式会社

三池鉱業所長

属　　最　吉

26）Ｓについては後掲の昭和7年12月3日付け書状を参照のこと。

電気化学工業株式会社　御中

九州電力株式会社　御中

弊三池鉱業所余剰電力ヲ電化社大牟田工場ニ供給ノ件

拝啓　右ニ付十一月廿八日附電化社御状拝見仕候

就テハ爾来御両社ト種々御打合セ申上候通リ左記条項ニヨリ電力供給方承諾仕候間御承知被下度、右ハ御協議済ノ事ニ有之候得共為念以書中御回答申上度如此御座候　　草　々

記

一、供給電力量

当社ハ当分ノ間三池鉱業所ニ於ケル発電ノ余力ヲ利用シ都合ノツク範囲ニ於テ出来ル丈ケ多量ノ電力ヲ電化社大牟田工場ニ供給可致候事

二、前項ノ供給電力ハ送電ノ便宜上当社ニテ九電ト契約致居候常時電力量ヲ減少シ此減少シタル電力量ヲ大牟田工場ヘ振替ヘ送電スルノ方法ニヨル事

三、供給電力量ノ限度ハ六、〇〇〇「キロワット」ト致候事

四、供給電力ノ計算ハ左ノ方法ニヨリ算定致シ候事

T＝S－(M＋Y＋P) ---------- K.W.H

但T ------ 電化社大牟田工場ヘ供給電力量

S ------ 当社カ九電トノ契約ニヨル常時電力量

M ------ 三川変電所内三井受電所ノ「メーター」ニヨル電力量

Y ------ 横須工場内　〃　〃　〃

P ------ 港発電所内　〃　〃　〃

五、電力料金ハ前項ニヨリ算定シタル電力量ニ対シ一「キロワット」時ニ付金八厘トス

六、電力料金ノ受授ハ毎月二十五日左ノ方法ニヨリ処理致シ候事

但第四項ニヨリ算定シタル其月ノ供給電力量ニ八厘ヲ乗シタル金額ヲAトシ当社カ九電トノ契約ニヨリ支払フヘキ其月ノ電力料金ヲBトス

イ、BカAヨリ大ナル場合

電化ハAヲ九電ニ支払ヒ

当社ハBヨリAヲ差引キタル残額ヲ九電ニ支払フモノトス

ロ、BカAト同額ノ場合

電化ハAヲ九電ニ支払フモノトス此場合ニ於テハ九電ハ当社ヨリBヲ受取リタルモノト看做シ当社ハBトAヲ相殺スルモノトス

ハ、BカAヨリ小ナル場合

電化ハBヲ九電ニ支払ヒAヨリBヲ差引タル残額ヲ当社ニ支払フモノトス

此場合ニ於テハ九電ハ当社ヨリBヲ受取リタルモノト看做ス

以　上

これによれば、電力料金の支払方法は三池が電化へ融通した電力分は電化が九電に支払い、三井は融通分を差し引いた残額を九電に支払うというものであった。

この料金支払方法に対して、三池側はつぎの書状で、第六項についてつぎの理由から（イ）のみであり、（ロ）（ハ）は生じえないとして、再度説明を求め、その回答まで電化、九電宛の出状を留保するとした。

三庶発第二四号

昭和八年一月九日

三池鉱業所　庶務主任

本店　総務部長　殿

余剰電力ヲ電化へ供給ノ事

右ニ関スル旧臘三十一日附文第二二九号御状拝誦、当所々長ヨリ電化、九電宛貴方案手紙ノ中六、（ロ）（ハ）ハ電化へ融通スル電力ノ最高限度ヲ六、〇〇〇「キロワット」ト限定スル限リ起リ得ザル様被考ル、処（理由左記）如何ニヤ電信ニテ至急御垂示賜リ度尚右電化、九電宛手紙ハ御垂示有之迄出状留保可致ニ付御含置被下度シ

記

仮ニ最極端ナル場合即電化使用量六、〇〇〇「キロワット」当方零ノ場合ヲ想像スルモ次ノ計算通リ電化ノ使用料金ハ従来ノ契約ニヨリテ当方ヨリ九電へ支払フ金額ニ達セス従ツテ（ロ）（ハ）ノ場合ハ起リ得サルベシ即（イ）ノ場合ノミヲ掲載スルノミニテ充分ナルニハ非ルベキカ

記

▲当方九電契約

常時電力　六、〇〇〇K.W.　七〇％迄、、、一K.W.H.、、、一銭
　　残余　、、、、、、、、、、、、一K.W.H.、、、四厘

即　四、二〇〇K.W.H.、、、四二円
　　一、八〇〇K.W.H.、、、、七円二〇銭　常時
合計　六、〇〇〇K.W.H.、、、四九円二〇銭

▲電化へ融通六、〇〇〇K.W.H.、、、、一K.W.H.八厘、、、、四八円

これに対する本店の回答は、「万一九電ノ故障等ニ依リ常時六千キロワットヲ送レヌ場合尚且右発電ニ余力アリテ融通スレバ融通電力代ガ当方ヨリ九電へ支払金高以下ナラザル事アリ得ルニ付（ロ）（ハ）ヲ掲載セリ右ノ条項アリテ差支ナク且九電、電化承知済ノ事ニモアリ挿入ノ儘出状方取計アリタシ」（昭和８年１月14日午後８時０分着信、本店文書主任発三池庶務主任宛電信）というものであった。

かくして、ようやく1933年１月15日に至って、前記三鉱発第三六号書状を12月３日付けで電化、九州電力に出状した（昭和８年１月15日付け三池鉱業所庶務主任発本店総務部文書主任宛書状）。

これを受けて、九州電力は1933年１月19日付け本第〇九四号書状（三池鉱業所長宛）で、1932年11月28日付け電化社発三井鉱山本社宛書状写を添付の上、電力料金の支払方法は当初案の通り、これまで通り三池と九電との間で行い、三池と電化の融通は便宜上の取り扱いで、九電としては関係しない、ということでの了解を求めた。結局、九電側の再提案は当初案のままであった。

当事者の三池現場では、このように電力料金の支払方法が確定していないため、混乱が生じていた。昭和８年１月24日付け書状（三池鉱業所庶務主任発本店総務部文書主任宛）で、「至急御交渉御取極メ下サレ度」と要請するとともに、１月分料金支払いは、九電の主張通りに行うことにしたいと申し入れた。

これに対する本店の回答（文第４４９号昭和８年２月７日付け本店総務部文書主任発三池鉱業所長宛書状）は、「当社九電電化三社間協議済ノ事」とし、九電側に問い合わせたところ、「九電社内部ノ事務上何等カ連絡ヲ欠キタル模様ト判明」したとしたうえで、「九電ノ話ニヨレハ事実上ノ電力振替（電化ヘ融通）ハ現場ヨリ報告ノ日報ニヨレハ一月中旬ヲ以テ終了シタル筈ナリ、今后電力振替ヲ為ス場合ハ仝社プールノ面倒ナル関係上根本的ニ従前ノ取極メ内容ヲ踏襲スルコトハ困ル事情アリ、ソノ際ハ改メテ三社間御相談申上クル積リナルカ料金授受ノ方法ニ付テハ十二月三日付三池鉱業所御来示ニ重点ヲ置キ御取計可仕ト申居候右ニ関シ当方ヨリ電化ノ意向ヲ確メタルニ現在ハ現場ノ都合（電気炉ノ故障）ニヨリ三池ヨリ融通ノ受電ハ一時中止致シオルモ右ハ一ケ月位ニテ修繕完成ノ見込ニ付更ニ仝一条件（勿論十二月三日附貴方出状ニヨル承諾条件也）ヲ以テ融通ヲ受ケ得ルモノト信シ居レリトテ両社ノ見解一致セス結局電化、九電間折衝ノ上貴方ヘモ追テ何分ノ交渉アルコト、被存候」として、今後については再度折衝する必要性について指摘し、さらにつぎの点を問い合わせた。

一、電化ニ対スル電力融通ヲ中止シタル月日

二、一時間平均、融通シタル電力ノ実蹟

三、十二月、一月ノ料金授受ノ実際処理振リ

（九電ハ一月分迄一本ニテ貴方ヨリ入金済ト申居候）

この書状に対する三池の返状はつぎの通りである（三庶発第一一七号、昭和８年２月13日付け三池鉱業所庶務主任発本店総務部文書主任宛書状）。電化への電力融通は「一月廿七日ヨリ二月三日迄大淀川増水ノ為メ融通ヲ中止シ四日ヨリ引続供給中（四日ヨリ十二日迄ノ平均二六六四キロ）ナリ尚最近降雨ナキ為メ益々入用ナル趣ヲ以テ融通方懇請アリ貴状御申越ト相違セルガ引続キ供給差支ナキヤ電信ヲ以テ至急御返事願上グ」とした上で、問い合わせについてつぎのように回答した。

一、電化ニ対スル電力融通

一一月三十日ヨリ一二月二三日迄	平均四、五六七キロ
一二月二五日（一日丈）	二、三五五キロ
一二月三一日ヨリ一月一一日迄	平均二、七八六キロ
一月一五日ヨリ一月二六日迄	平均三、八九六キロ
二月四日ヨリ二月十二日迄	平均二、六六四キロ

二、一二月及一月ノ料金授受ノ実際処理

一二月分

一二月三〇日融通電力代請求一二月三一日入金同日九電へ支払

一月分

一月二七日融通電力代請求一月三十日入金同日九電へ支払

これによれば、電化側の電力不足は大淀川の水量不足によって生じたのもので、事態は続いており、引き続き電力融通の要請があること、電力料金の支払方法は、三井鉱山本店案とは異なり、九電の主張する当初案の方法によっていたことになる。

以上のように、電化への電力融通は手続き、料金支払方法をめぐって当事者間で契約内容の理解に食い違いをみせていた。このような事態を打開するため、電化と九電が協議し、つぎのような方式を取ることで合意に達し、その方式について電化より三井鉱山につぎのような通知がなされた（昭和８年２月25日付け電気化学工業株式会社発三井鉱山株式会社宛書写、後掲の文第591号書状に添付）。

昭和八年二月廿五日

電気化学工業株式会社

三井鉱山株式会社　御中

拝啓　従来弊社大牟田工場用電力不足ノ場合臨機ノ方法トシテ大牟田ニ於ケル双方当事者直接ノ交渉ニヨリ貴電力ノ補給ヲ受ケ御援助ヲ仰キ居候処九州電力株式会社設立ノ主旨ニヨリ又仝社ト弊社トノ関係ニヨリ来ル三月一日ヨリ弊社所要電力ハ凡テ九州電力会社ヲ経由シ買入スル事ニ致シ申候間今後如斯キ場合ハ弊社ヨリ九州電力会社ニ申出テ仝社ヨリ貴社エ交渉決定ノ段取リト相成申候間左様御承知置被下度付テハ過去ニ於ケル御助力ヲ謝スルト共ニ今後共九電ヲ経テ弊社ニテ電力使用ノ場合従来仝様料金其他御後援ヲ願度候

尚実務ハ弊社大牟田工場ヨリ九電三池変電所エ所要電力ノ条件ヲ申出テ仝所ヨリ貴社三池鉱業所エ交渉スル順序トナルモノナルモ九州電力会社ノ仝意ヲ得テ弊社大牟田工場作業ニ支障ヲ来ササル様所要電力量ニ付テハ機宜ノ打合ヲナス場合モ可有之ニ付予メ御含置被下度候　　敬具

このように電化側は九州電力設立の主旨によって所用電力はすべて九州電力経由で購入し、九電と三井鉱山との関係は両社の協議にまかせるという再提案を行った。これを受けて、三井鉱山本店は新たな合意内容を三池所長宛書状で通知した。その内容はつぎの通りである。

文第５９１号

昭和八年参月参日

東京市日本橋区室町弐丁目壱番地壱

三井鉱山株式会社

総務部文書主任

三池鉱業所

所 長 殿

余剰電力ヲ電化へ供給ノ件

拝啓　右ニ関シ今般九電ヨリ左記ノ通リ内談有之、三月一日ヨリ実行（決定ガ遅レテモ三月一日ニ遡及シテ取扱ノコト）致度旨申入有之又電化ヨリモ別紙写ノ通リ来状有之候ニ付不取敢御通知申上候

本件ニ付テハ詳細九電本社ヨリ同社三池変電所へ移牒スルト共ニ仝変電所ヨリ貴所へ十分打合セ候様申送リタル由ニ有之尚電化本社ヨリモ仝社大牟田工場へ通知済トノコトニ御座候間九電電化両社現場ヨリ早速貴方へ相談アルコト、存候就テハ御打合セノ上ハ何分ノ儀詳細御一報煩度候

記

一、従来ノ取扱振リハ二月一杯ヲ以テ打切ノコト

即チ当社ヨリ電化へ電力供給ヲ為スト云フ表面ノ形式ハ之ヲ取止メトス

二、三月一日ヨリ左ノ通リ取扱ヒヲ為スコト

当社ノ承認ヲ経テ九電ハ直接電化へ所要電力ヲ供給スルコトトス

依テ電化カ不足電力ヲ三池鉱業所ヨリ融通ヲ受ケントスルトキハ電化ヨリ九電ニ申出テ九電ヨリ当社ニ交渉決定ノ運ヒトナル

三、従テ三月以降ノ取扱ヒハ九電カ主体トナルニツキ料金授受ノ問題ハ当然電化－九電間直接処理トナル

但一キロ当リノ料金ハ従来通リ電化大牟田工場着八厘ヲ以テ計算ノコト

四、本件ニ関シテハ九電／電化打合済

唯電化ニ於テ三月以降ノ電力需要量取調中ニツキ最后ノ決定迄ニハ猶数日ヲ要スヘシトノ事

五、今后ノ取極メニ付テハ予メ三社現場関係者ノ打合セヲ待ツテ本店ニ於テ承認ノコトニ致度シトノ申出アリタル事

以 上

本件九電ノ内談ニ対シテハ当方目下ノ所電化ノ消化電力見込判明セサルヲ以テ単ニ聞キ置ク程度ニ止メタル次第ナルカ貴方事業上御支障無之候ハヽ、結局スル所次ノ如キ取極メヲ為スコトニ帰着スヘシト推察セラレ候ニ付御参考迄ニ申添候間御研究ノ上貴見御来示相成度候

『当分ノ内電化大牟田工場ノ不足電力ヲ補給スル為メ九州電力ハ三池鉱業所カ承認スル日ニ限リソノ不用量タケ三井／九電間電力需給契約第一条ノ当時最大電力六、〇〇〇「キロワット」ヨリ減電スルコトヲ得

但料金ハ前項ニヨリ九電カ電化へ供給シタル電力ニ対シテハ電化大牟田工場着一「キロワット時」ニ付八厘ヲ以テ計算シ電化ヨリ九電へ支払ヒノ事、三井ハ九電トノ電力需給契約ニヨル電力料金額（電化ノ使用分ヲ含メテ）ヨリ前記電化カ九電へ支払フ電力代ヲ差引キタル残額ヲ九電ニ支払フモノトス』

すなわち、三井鉱山本店の考え方は、三井から電化に対する融通分は三井・九電契約分から減電し、それに対応する電化の電力料金を差し引いた残額を九電へ支払うというもので、当初の三井鉱山本店案と実質において同じであった。実質的に同一であるとしても、おそらく電力融通という形式はとらず、一方は増電、他方は減電という措置によって3社の妥協が成立し、官庁手続きをとることなく、問題点をクリアしたのではなかろうか。このような形式をとることで電力プールの弾力化が実現したとみられる。

このように1932～33年の大牟田における電力融通は、電力の過不足に対して、電力プールの運用を弾力化することによって、プールを通じて三池鉱業所の火力発電所を活用する水火併用方式を実現したのである。三井鉱山は前述のように火力発電の拡充による安定的な電力確保策を推進し、九州共同火力の設立として実を結ぶことになる。この九州共同火力の出現は、九州西部の60サイクル電力圏において大規模な水火併用方式が実現したことを意味していたのである。

〔九州大学大学院経済学研究院 教授〕